



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 明和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山邊 福二郎
(コード番号 8103 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経理本部長 向井明紀
(TEL.03-3240-9534)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 26 条(社外取締役の責任免除)及び第 36 条(社外監査役の責任免除)を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる対象が拡大されたことに伴い、現行定款第 26 条及び第 36 条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 26 条(社外取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外取締役の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 26 条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第 36 条(社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>社外監査役の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第 36 条(監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、同法第 423 条第 1 項に規定する <u>監査役の</u> 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、800 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日 程

変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以上